

第 30 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 22 年 1 月 25 日 (月) 13 : 30 ~ 15 : 00

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 12 階 共用第 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、阿藤委員、安部委員、井伊委員、宇賀委員、佐々木委員、首藤委員、椿委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省情報政策本部長、環境省総合環境計画課課長補佐、日本銀行調査統計局統計整備担当企画役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

津村内閣府大臣政務官（経済財政政策担当）、堀田内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、北田内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、池川総務省政策統括官（統計基準担当）、會田総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事 (1) 専門委員の発令等について

(2) 諮問第 22 号の答申「経済産業省企業活動基本調査の変更について」

(3) 諮問第 23 号「自動車輸送統計調査の変更について」

(4) 諮問第 21 号の答申「国民生活基礎調査の変更について」

(5) 諮問第 24 号「指数の基準時に関する統計基準」の設定について

(6) その他

5 議事録

樋口委員長 定刻前ですが、皆さんおそろいですので、ただいまから第 30 回の統計委員会を開催いたします。本日は、津谷委員が所用により御欠席とのことです。それでは、議事に入る前に、本日用意されています資料について、御説明をお願いします。

統計委員会担当室長 まず、出席ですけれども 2 時半に津村政務官が遅れていらっしゃるそうです。それから、今日、速記が事情により出席いたしませんので、恐縮ですが、御発言されるときは必ずマイクのスイッチを入れていただけたらと思います。

それでは、お手元の資料を紹介させていただきます。

資料 1 として「統計委員会専門委員名簿」。

資料 2 「部会に属すべき専門委員の指名について」。

資料 3 「諮問第 22 号の答申『経済産業省企業活動基本調査の変更について』（案）」。

資料 4 「諮問第 23 号『自動車輸送統計調査の変更について』」。

資料 5 「諮問第 21 号の答申『国民生活基礎調査の変更について』（案）」。

資料 6 「諮問第 24 号『指数の基準時に関する統計基準』の設定について」となっております。

ほかに参考資料が 3 つございますので、御確認ください。

樋口委員長 それでは、議事に入ります。

まず、統計委員会専門委員の発令でございます。

本日諮問されます自動車輸送統計調査の審議に参加していただくために、お手元の資料 1 のとおり、本日付けで 5 名の任命がされております。また、部会に属する専門委員について、資料 2 のとおりとしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。諮問第 22 号の答申「経済産業省企業活動基本調査の変更について」（案）につきまして、首藤部会長から御報告をお願いいたします。

首藤部会長 「経済産業省企業活動基本調査の変更について」は、平成 21 年 11 月 20 日に開催された統計委員会で総務大臣から諮問され、サービス統計・企業統計部会に審議が付託されました。本件に関しましては、これまで 3 回の部会を開催し、審議を行い、このたび答申案を取りまとめるに至りましたので、御報告いたします。

それでは、資料 3 の答申案をご覧ください。また、答申案について議論を行った第 13 回の部会の審議状況につきましては、資料 3 の参考資料の 2、これは 11 ページでございますけれども、これを併せて御参照ください。

本件につきましては、まず、「承認の適否」及びその「理由等」を記述し、最後に「今後の課題」を記述する構成としております。以下、順に御説明いたします。

まず、「1 承認の適否」についてでございますけれども、統計法第 10 条各号の要件に適合しているため、変更を承認して差し支えないといたしました。

ただし、一部計画の修正が必要と考えられるために、「2 理由等」で指摘した事項につきましては、計画を修正することが必要であるとしております。

「2 理由等」においては、今回諮問された内容の変更等に係る事項ごとに、その判断の理由を記しておりますので、それぞれ簡潔に御説明をいたしたいと思っております。

まず、「(1) 調査事項」ですが、アからキの 7 つの項目にまとめております。そのうち、アからエの 4 項目につきましては、今回、既存の項目に追加する事項、あるいは新たに設定する項目でございます。オは、今回の計画で削除する項目等ございまして、カはそれ以外の変更する事項について、また、キは、今回の当初計画では変更しないとしていた事項についてでございます。

まず、アからエについて御説明いたします。

これは、アから順番に「関係会社間の取引を把握する事項」、「国際取引を把握する事項」、「外部委託の状況を把握する事項」、「剰余金の配当状況、能力開発費を把握する事項」の4点の追加でございます。

これらは、それぞれ近年の企業を取り巻く環境の変化に対応いたしまして、企業活動の実態を的確に把握しようとするものでございまして、適当と判断いたしました。

しかし、ウの「外部委託の状況を把握する項目の追加」に関しましては、製造委託以外の外部委託につきまして、その定義を明確にするために「製造委託以外の業務の外部委託」、すなわち「アウトソーシング」とし、委託金額については「営業費用に計上した外注費、業務委託費等のうち、製造委託を除いたもの」とする必要があるとしております。

次に、オの「情報化の状況を把握する項目の削除」ですけれども、この「情報化の状況」の項目及び「団塊世代の退職等に対する制度的な取組状況」を把握する事項、これを削除する計画でございます。

これらについては、本調査で把握する必要性が乏しくなっていること、また、代替統計の整備も進んでいることから、報告者の負担の軽減を考慮し、削除することが適当であると判断いたしました。

次に、カの「上記以外の変更」についてでございますが、「企業の概要」や「親会社、子会社・関連会社の状況」等の項目に係る事項につきまして、必要な変更を行う計画でございます。

これらについては、いずれも企業の組織編成や活動の実態をよりの確に踏まえたものであることから適当と判断をいたしました。

それから、調査事項の最後の部分でございますけれども、キの「その他」では、今回の計画では変更しないとしていたものでございますが、部会審議の結果、「社外取締役の設置の有無」を把握する事項につきまして、情報の有用性を確保するという点から、「社内取締役」、「社外取締役」、「社外取締役のうち、関係会社」に区分いたしまして、それぞれの人数を把握する必要があるとしております。

次は、「(2) 集計事項及び調査結果の公表の期日」についてでございます。

集計事項につきましては、先ほど御説明いたしました(1)の調査事項の変更に対応しまして、集計事項を変更するという計画でございます。これについてはおおむね適当と判断いたしました。

しかし、(1)のキにおいて指摘した調査事項の変更に即した集計事項を追加することが必要であるとしております。

また、「調査結果の公表日の期日」でございますが、本調査の速報の公表期日を調査実施後 10 カ月以内から 8 カ月以内に変更する計画であり、これについては適当と判断いたしました。

次に、「(3) 他の基幹統計調査との重複是正」でございます。

この調査と重複関係になっている基幹統計調査といたしましては、科学技術研究調査、法人企業統計調査及び特定サービス産業実態調査の3つがございます。

このうち、科学技術研究調査及び法人企業統計調査につきましては、本調査と重複する調査事項について、2つの調査からデータ移送を受けて集計処理されております。これは適切な対応が図られていると判断いたしました。

一方、特定サービス産業実態調査との関係でございますが、企業単位の調査となっている新聞業、出版業等の一部業種、これらにつきましては重複が生じておりますので、調整が必要になっております。調査方法の違いなどにより、直ちに重複是正することは困難であるということで、現時点ではやむを得ないと考えますが、今後、重複是正について検討を行うべきであるとしております。

最後に、「今後の課題」でございます。2点記述しております。

第1点目は、「企業活動に関する統計の体系的な整備」についてです。

企業活動に関する統計の体系的整備につきましては、本調査の19年調査計画に係る統計審議会の答申において指摘されておりますほか、「公的統計の整備に関する基本的な計画」、これにおいても企業活動に関する包括的な統計の構築の検討等を行うこととされております。企業を対象とする全業種横断的な統計整備に向けまして、調査事項の用語、概念・定義の明確化と統一化等に十分留意して、検討を進めることが必要であるとしていたしました。

情報通信分野につきましては、基本計画の指摘を踏まえて、平成22年度に、総務省と経済産業省との共管により、企業活動の実態を一元的に把握する一般統計調査を創設いたしました。平成24年度を目途に基幹統計調査化を図ることを計画しております。これについては高く評価できるといたしました。

しかし、その他の分野につきましては、まだ具体的な検討が進んでいない状況であり、情報通信分野の経験、成果等を踏まえて、企業活動に対する統計の中核として位置付けられている本調査を基礎として、企業を対象とした統計調査を実施している関係府省が緊密な連携・協議の上、全業種横断的な企業活動に関する統計の構築に向けて、取組を推進することが必要であるとしていたしました。

また、この関係府省間における検討と並行いたしまして、経済産業省では、本調査と重複が生じている中小企業実態基本調査、海外事業活動基本調査等の企業を対象とする所管の統計調査につきまして、平成24年2月に実施予定の経済センサス-活動調査の結果等を基に、役割分担の明確化、そして重複是正の方策を検討することが必要であるとしていたしました。

2点目でございますが、これは「調査対象範囲及び規模の見直し等」についてでございます。

前回答申で指摘されている、本調査の調査対象範囲及び規模の見直しについては、今回の計画では対応が図られておりません。これについては、産業別の企業の活動状況に関

する分布情報、また、産業特性の分析に必要な情報が現時点では得られておりませんためにやむを得ないと考えます。しかし、経済センサス - 活動調査の結果を踏まえて、引き続き検討することが必要であるといいたしました。

また、前回答申におきまして、業種や規模を考慮した複数の調査票による調査の導入について指摘がされています。これについても、報告者負担の軽減及び調査の効率的な実施の観点から、引き続き検討することが必要であるといいたしました。

最後に、この答申案には盛り込みませんでしたけれども、今回の部会の審議を通じて出されました意見のうち、部会長として今後、企業活動に関する統計の整備を考える上で重要と思われる点につきまして部会長メモといいたしました。追加して御説明をさせていただきます。

資料3の最後にあります参考資料3「経済産業省企業活動基本調査の変更の審議に際して出された意見について」をご覧ください。

今回の見直しは、関係会社間の取引の実態を把握するという変更をする計画でございます。しかし、これはあくまでも関係会社として、親会社、子会社、関連会社、この間の取引の実態に限定されたものでございます。純粹持株会社を含めて広義の「企業グループ」内の企業間の取引の実態を把握するものにはなっておりません。

一方、基本計画では、「経済産業省は、平成23年度以降にすべての純粹持株会社を対象とした調査を実施する等といったことによりまして、持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する」とされているところでございます。

このため、経済産業省は、この検討において、上記の関係会社の間での取引の実態の把握に限定されている本調査の限界を踏まえて、いわゆる兄弟会社や従兄弟会社等を含めた広義の「企業グループ」の活動の実態を的確に把握することが可能となるような方策についても併せて検討を行うことが必要であると考えているところでございます。

以上、私から併せて報告をいたしました。

樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問をいただきたいと思っております。どなたからでも結構ですので、お願いいたします。廣松委員。

廣松委員 今回の部会長の御説明の補足ですけれども、「3 今後の課題」のところで「企業活動に関する統計の体系的な整備」について、かなりの分量を割いて指摘しているわけですが、実は部会の議論の中では、もう少し具体的に、例えば他の統計調査とのリンケージが可能となるような企業の統一番号の導入とか、基本計画にも「ビジネスレジスターの構築・利活用」という表現が使われておりますが、これらに関しても、部会所属の委員の方からいろいろ御意見が出ました。

ただ、このような課題自体は、企業活動基本調査の議論の範囲を超えるものでありますし、同時に、基本計画の中で別表として明記されていますので、そちらの方の議論に任すということで、部会長メモとしても書かなかったということです。

このような点は、恐らくこれからも個別の統計調査の審議に共通すると思われるので、個別調査の答申では必ずしも書き切れない論点に関しては、今まさにこれから進めようとしている基本計画の進捗状況のフォローアップの中で、是非拾っていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

樋口委員長 ありがとうございます。

今の御指摘の件につきましては、この後、また議論していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。もしなければ、この答申案についてお諮りいたします。

「経済産業省企業活動基本調査の変更について」の本委員会の答申は、資料3の案のとおりとしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

樋口委員長 ありがとうございます。それでは、資料3によって、総務大臣に対して答申します。首藤部会長を始め、サービス統計・企業統計部に所属される委員の皆様に対して、心から御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。

諮問第23号「自動車輸送統計調査の変更」につきまして、総務省から説明をお願いします。

総務省犬伏統計審査官 それでは、資料4をご覧いただきたいと思います。「自動車輸送統計調査の変更」に関する諮問でございます。

資料4の5ページを見ていただければと思いますが、まず、現行の自動車輸送統計調査の概要について、御説明させていただきたいと思います。

調査の目的のところでございますが、この調査は、自動車輸送の実態を明らかにしまして、我が国の交通政策等を策定するための基礎資料を得るということを目的といたしまして、昭和35年4月から毎月実施されているものでございます。それ以前につきましては、道路運送法に基づく業務報告の一部で輸送活動をとっていたということが前史としてございます。

「調査の概要」でございます。

まず「調査の対象」でございますが、軽自動車、登録自動車を含めまして、車両を対象として調査を実施しております。ただし、一般の輸送の用に供しませんパトカーであるとか救急車、こういった特殊な自動車については除外しております。

次に「調査の種類」でございます。「調査の種類」は大きく分けて、車両を対象とします標本調査と、事業所を対象とします全数調査に分かれています。

まず、標本調査の方でございますが、標本調査の中が2つに分かれていまして、1つは2月、6月、10月、この年3回につきましては詳細調査ということで、対象数や調査

事項を付加して調査しています。

一方、簡易調査では、詳細調査で抽出しました対象の3分の1ずつを、例えば2月であれば翌3、4、5月にそれぞれ3分の1ずつ調査対象を振り分けるという方法で実施しています。

調査対象の車両の抽出に当たっては、ここにございますように自動車登録ファイル、いわゆる車検ファイルから地域別に（地域別につきましては運輸支局約53区分ございます。）、また車種別に（貨物自動車ですと、普通車、小型車、特種用途車、軽自動車という4区分。旅客自動車ですとバス、タクシーの2区分）、さらに業態別に（事業用又は自家用）に行っており、全体で約600以上の層を作りまして抽出をしているところございます。

次に、全数調査ございますが、全数調査につきましては、まず、特別積合せトラック調査というものが年2回、特別調査ということで実施しています。この特別積合せトラック調査といひますのは、いわゆる路線トラック、長距離の路線トラックを対象にした調査ございます。

しかしながら、これにつきましては、平成15年に貨物自動車運送事業法の改正ございまして、路線トラックでなくても、いわゆる地域の区域トラック、そういったものでも路線トラックと同様の運行をできるようにするという規制緩和が行われた結果、路線トラックだけをとらえる調査の必要性が乏しくなつたということで、現在では休止ということになっています。

それから、営業用バス調査、これは毎月、バス会社の営業所を対象に輸送量等をとっている調査ございます。以上が「調査の種類」ございます。

「調査事項」ございますが、まず、標本調査につきましては、詳細調査月には6種類、簡易調査では5種類の調査票をもとに、ここにございますように主な用途、走行距離等々をとらえて、さらに詳細調査のときにのみ、燃料消費量、走行区間等々をとっています。

特別積合せトラック調査につきましては、貨物の重量であるとか個数等をとらえています。

営業用バス調査につきましては、3種類の調査票によりまして、輸送人員であるとか走行距離等をとらえています。

現行の「調査方法」ございます。「調査方法」につきましては、国土交通本省から地方運輸局（9局）、運輸支局（53支局）を通じて、更に約1,000名の統計調査員を使って、調査員調査ということで実施しているところございます。

一部オンライン調査につきましても実施しておりまして、これは営業用バス調査の事業所について一部実施しております。

それから、特別積合せトラック調査については、郵送という形で実施しております。

次に、結果の公表ございますが、まず、月報・年報ございますけれども、これに

つきましては、ここにありますように、業態別・車種別等の輸送トン数、輸送人員等々につきまして、月報については2か月以内、年報について6か月以内に公表するとしているところがございます。

それから、詳細調査月のみ作成・公表しています統計報告書でございますが、そこでは都道府県別の輸送トン数であるとか輸送人員等を公表しているところがございます。これは調査実施後6か月以内に公表するとしているところがございます。

それから、年2回の特別積合せトラック調査の関係では、都道府県別の輸送トン数等々について調査後6か月以内に公表するとしているところがございます。

次に、この自動車輸送統計調査がこういった施策等に使われているのかというのが6ページでございます。

まず、自動車輸送統計調査の「行政施策上の利用」ということですが、近年、国土交通省におきましては、トラックによる幹線貨物輸送から、環境にやさしく大量輸送が可能な海運であるとか鉄道であるとか、そういった輸送モードにモーダルシフトを推進するという施策をとってきていますが、そういった施策で自動車部分の基礎資料というのはこのデータから得ているところがございます。

次に、将来の交通需要推計の関連でございますが、現在、いわゆる公共事業関係の社会資本整備重点計画というのが定められていますが、この部分の特に道路関係につきまして、この計画を検討する際に、全国の将来交通量の需要推計する資料としても本統計が使われているところがございます。

それから、環境対策の関係でございます。気候変動枠組条約に基づきまして、毎年、国連に出しております「温室効果ガスインベントリ報告書」がございます。これ自体は環境省地球環境局が主体となって作成して提出しているところがございますが、その際の自動車部分の温室効果ガス排出量の算定の基礎データについては、この統計を使っているということがございます。

そのほか、国土交通省の白書であるとか、原局での各種施策に使っているところがございます。

もう一方の利用といたしましては、「民間研究機関等での利用」がございます。

まず、業界団体でございますが、例えばトラック協会等でトラック輸送産業の現状と課題を分析するためにこの統計を使っているとか、トラック協会等で「環境自主行動計画」というのを策定していますが、その際の基礎資料として本統計の利用が行われています。

そのほか、民間研究機関でも、例えば日通総研でございますとか、みずほ銀行等々で輸送需要予測のための基礎データとして本統計を使っているところがございます。

次に、7ページをご覧いただきたいと思います。今回、平成22年10月分の調査から変更を計画していますが、その内容でございます。

まず、「調査対象の範囲等に係る変更」のところがございますが、最初の矢印を見て

いただきたいと思います。事業用貨物自動車につきまして、従前は車検ファイルから車両を抽出して調査するというやり方をとっていましたが、国土交通省自動車交通局の方で、「運送事業者監査総合情報システム」という事業者の情報がデータベース化されているシステムがございますので、これに基づきまして、まずは事業所を抽出する。事業所を抽出して、その事業所が保有する貨物自動車を調査対象とするという方式に変更するというところでございます。

事業所は保有台数に応じて、それから運輸局の地域区分に応じて抽出する。個々の車両につきましては、1事業所ごとで車種別（4区分）に2両を抽出して調査するという方式に変更したいというものでございます。

次に、調査方式の関係でございますが、先ほど申し上げましたように、従前は2月、6月、10月という時点で詳細調査をやって、その間の3か月について簡易調査をやるという形をとっていました。これにつきまして、平成16年1月から改正がございまして、車検ファイルの中にデータとして走行距離が追加されました。したがって、これを基に推計すれば、詳細調査月と簡易調査月を平準化できるということでございます。

それから、3つ目の矢印でございますが、これは、調査対象の変更ということで、従前、自家用貨物自動車のうち軽自動車についても調査をしてきたわけでございますが、これについては、今後、調査対象から除外したい。その理由としては、保有台数が減少してきている、それから、貨物輸送以外の使用も行われているということで、貨物輸送量全体に占める割合というのは低下してきているということで、報告者負担の軽減ということも勘案して、今回は調査対象から削除したいということです。

それから、自家用旅客自動車の関係でございますが、自家用乗合自動車、自家用乗用自動車、これにつきまして調査対象から除外したいということでございます。これにつきましては、先ほど申し上げた車検のデータから、例えば車両数であるとか、走行距離というものが分かる。それから、後ほど御説明いたしますが、一般統計調査で燃料消費量等も分かるということになります。このように、主要な自家用旅客自動車のデータは、他の行政記録情報等で得られるということで、この部分は調査対象外としたいということでございます。

それから、「調査事項に係る変更」の関係でございます。

まず最初は、先ほど申し上げました事業用貨物自動車の調査対象事業所につきまして、保有車両数であるとか、月間輸送量をとらえる事業所票というのを新設するというところでございます。

次に、調査事項の削除でございますが、まず最初は、先ほど申しました特別積合せトラック調査の廃止ということで、休止したものを今回正式に廃止したいということでございます。

それから、燃料の種類及び燃料消費量につきましては、詳細調査月に調査をしていたわけですが、これについては平成18年10月から一般統計調査といたしまして「自動車燃

料消費量調査」というものを実施しています。今までは、いわば輸送統計の附帯ということで燃料消費量をとっていたわけですが、やはり正確な燃料消費量を把握するというので、平成 18 年 10 月から燃料消費量に着目した一般統計調査を実施してきており、そちらの方が精度が高いということがございまして、そちらに一本化するということでございます。

次に、平成 2 年 10 月から高速自動車道等の利用の有無というのをとっていたわけですが、これについては、あまり出現率もよくないということもございまして、今回は調査事項から削除したいということでございます。

それから、調査事項の削減に伴います集計事項の変更でございますが、ここにありますように、詳細調査月の報告書、特別積合せトラック調査の報告書を廃止するというところでございます。

最後のところでございますが「調査方法に係る変更」でございます。

調査方法につきましては、先ほど御説明しましたように、地方支分部局を經由した調査員調査を実施しておりましたが、平成 22 年 10 月からは本省直轄による郵送調査を民間委託で実施したいということでございます。

それから、郵送調査を実施しますので、回収率等を考慮いたしまして、コールセンターを設置して回収率について万全を期したいということでございます。

以上が今回の変更計画の内容でございます。

もう一枚おめくりいただきまして、では、現状の輸送統計がどのような状況になっているのかというものを参考までに示してございます。自動車、鉄道、船舶、航空と、いわば陸海空の輸送モード別に整理したものでございます。

自動車についての輸送量については自動車輸送統計、鉄道については鉄道輸送統計、船舶については内航船舶輸送統計、航空については航空輸送統計がございまして。

ただ、船舶につきましては、年間輸送人員及び人キロにつきましては、海上運送法上の定期報告でそれらの項目についても把握されているという状況でございます。

一方、燃料消費量の関係について見ますと、ここにありますように、自動車につきましては自動車輸送統計と一般統計調査としての自動車燃料消費量調査がある。鉄道につきましては、鉄道事業法に基づく報告規則で年間の燃料消費量を把握している。船舶については内航船舶輸送統計の月間データと、年間のデータについては海上運送法に基づく報告でとらえられている。航空につきましては航空輸送統計で月間の燃料消費量をとらえている。このような統計の整備状況でございます。

以上が今回の改正計画の関係の御説明でございます。本日、委員会に諮問させていただきまして、3月の統計委員会で御答申をいただければと思っておりますのでございます。

私の方からは以上でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。

本件はサービス統計・企業統計部会に付議し、詳細について同部会で審議していただき

たいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

ここで特段の御質問、あるいは御意見がございましたらお願いいたします。佐々木委員。

佐々木委員 私、この統計を見たことがないので、素人が不謹慎な言い方になるかもしれませんが、かなりの奥深い調査をされていますが、全数調査でトラックは毎年6月と10月、営業用バスは毎月ですね。何のためにこの調査をするかと思って次のページを見たら、行政施策上の利用とか、業界団体の利用と書いてあるのですけれども、この目的のためにこれだけの調査をしなくちゃいけないのかな。今回の修正案の中に幾つか削除の項目が出ていますけれども、もうちょっと削除したらどうかと。

昭和35年から作っている統計のようですけれども、以前、農林水産省の統計が事細かく作物別に出ていてびっくりしたのですけれども、先ほど最後に説明された輸送機関別統計全体の中で、現状、自動車輸送統計がどういう位置付けにあるのか。ここまでやらなければいけないのか、その辺を思い付いたものですから申し上げておきます。

樋口委員長 今の御意見は、部会で十分に御審議いただきたいと思いますが、それで佐々木委員よろしいですか。

佐々木委員 私もこの部会委員ですから。

樋口委員長 それでは、是非それについてお願いします。

併せて、輸送機関別統計が先ほど8ページに説明ございましたが、自動車、鉄道、船舶、航空、それぞれ基幹統計調査になっていたり、一般統計調査になっていたり、ばらばらになっています。今回は自動車輸送に限定されるわけですが、私ども、これについてもどのように考えていくのかというようなことは考えていかなければならないテーマだと思いますので、それはまた後日御議論いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。廣松委員。

廣松委員 部会審議の過程で詳しい資料等を出していただければいいと思いますが、ちょっと説明を聞いていて3点ばかり気になりました。

1つは、2ページで、今度「運送事業者監査総合情報システム」という行政記録情報に基づいて事業所を抽出するということですが、事業所等関係の調査では通常、事業所・企業統計調査名簿を使うのが一般的だと思いますが、その名簿ではなくて、この行政記録情報を使う利点は何かということに関して、説明いただければと思います。

それから、2点目としては、3ページのところで、自家用乗用自動車削除される調査対象に入っています。自家用貨物自動車のうち軽自動車の削除に関しては、ある程度そうかなと思うのですが、一般的な関心という意味から言うと、自家用乗用自動車に関して、ほかにデータがあるから削除する、具体的には車検データからいろいろな情報がとれるから削除するということですが、その場合に、自家用乗用自動車について推計した結果を併せて公表する予定があるのかどうか、その点をお伺いしたい。

3点目は調査方法に関してですが、今回、調査員調査から本省直轄の郵送調査に変え

るということですが、まず、現状の回収率がどの程度のものなのか。それから、もし提案のような形で調査方法を変えた場合に、回収率がどの程度確保できるのかという点がちょっと気になりました。全体として今回、削減も含めていろいろ変更が予定されているわけですが、全体として連続性が確保できるかどうか、その点が大きなポイントではないかと思しますので、部会の席で詳しく御説明いただければと思います。

樋口委員長 部会でということですが、何か今日この場でということ、ございますか。

総務省犬伏審査官 最初の名簿の関係でございますが、これについては、おっしゃるように、事業所・企業統計調査の名簿を利用するのが原則になっているわけでございますが、ただ、これにつきましては、いわゆる許認可の業種でございますので、その関係ですべての事業者なり、その事業者の保有する車両について、国土交通省のファイルでも把握されているということでございます。

自家用乗用車の関係、いわゆる自家用旅客自動車の関係でございますが、これについては、また部会等でも交通経済学の先生等も交えて、その在り方等を含めて御議論をいただければと思っておりますが、例えば、現在の結果公表の中でも保有車両数等につきましては、月報とか年報の中で車検データからの参考情報という形で公表しているところでございます。

それから、3点目の回収率でございますが、各車種を通じて全体的な平均の回収率というのは約70%というところでございます。

以上でございます。

樋口委員長 ほかにございますか。

それでは、本件につきまして、ただいまの御意見を踏まえまして、サービス統計・企業統計部会で御審議いただき、その結果につきまして、本委員会で御報告をいただくということにしたいと思います。首藤委員、大変ですがよろしく願いいたします。

(首藤委員了解)

樋口委員長 それでは、次の議題に移ります。

諮問第21号の答申「国民生活基礎調査の変更について(案)」につきまして、これは阿藤部会長から御説明お願いいたします。

阿藤部会長 資料は5番目です。

審議の状況でございますが、平成22年に実施される国民生活基礎調査の計画については、昨年10月30日の統計委員会において諮問され、人口・社会統計部会に審議が付託されたところでございます。

その後、人口・社会統計部会において、11月6日、11月30日及び12月21日の計3回審議を行いまして答申案を取りまとめましたので、御報告いたします。

答申案の内容でございます。

1ページでございますが、まず、「1 承認の適否」。まず、総論として今回の申請に

対する承認の適否については、承認して差し支えないとしています。ただし、一部計画の修正が必要と考えられる部分があります。そこで、それらについては、各論である「2理由等」以下でそれぞれ記述することとしております。

1ページの2番目「理由等」でございます。ここにおいて今回の調査計画の各論について記載しています。

最初に「(1) 調査事項」でございますが、これにつきましては追加が5項目、削除が2項目あります。

追加でございますが、「ア 調査事項の追加」というところで、(ア)から(オ)までございます。

(ア)が「学歴の追加」です。今回、世帯票において、各世帯員ごとの最終学歴又は在学中の学校を新たに把握する計画が示されています。

これについては、学歴が世帯員に関する基礎情報であり、健康状態や所得等とクロス集計することによって有用な情報が得られると考えられることなどから、適当と判断いたしました。

(イ)でございますが、「同居していない者の人数の追加」でございます。世帯票においては、従前から、以前世帯員であった人で、単身赴任や学業などの特定の理由で世帯から出た方の有無を把握してきましたが、今回新たにそういった方々の理由別の人数を把握する計画が示されています。

これについては、これらの人数と家計支出額等々をクロス集計することによって、もともと属していた世帯との経済的なつながりなど、有用な情報が得られると考えられるということから適当と判断いたしました。

ただし、報告者が質問の意図を正しく理解できるように、質問文等の用語を修正する必要があるとしています。

答申案2ページの(ウ)と(エ)でございますが、(ウ)は「健診後の特定保健指導等の状況の追加」、(エ)は「子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績の追加」というものでございます。今回、健康票におきまして特定保健指導等の実施状況を新たに把握するとともに、子宮がん及び乳がんの検診について、過去1年間の受診実績の把握に加えて、新たに過去2年間の受診実績を把握する計画が示されています。

これらにつきましては特定保健指導の円滑な普及のため、また、がん検診の受診率の正確な測定のために必要であることから、適当と判断しています。

ただし、子宮がん及び乳がんの検診に関する事項については、記入漏れが生じないよう対応する必要がある旨を記載しています。

それから、2ページの下の(オ)でございますが「児童手当等の追加」。今回、所得票において、従来「その他の社会保障給付金」という項目に含まれていた児童手当等を回答項目として独立させる計画が示されております。

これについては、少子化対策に有用な情報が得られることから適当と判

断しております。

それから、答申案の3ページにまいります「調査事項の削除」でございます。

これについては2項目ございまして、「1日の平均の片道通勤時間の削除」、「世帯を別にしての子の人数の削除」です。これらについては、報告者負担に配慮する必要があることなどから、適当と判断しております。

それから、答申の3ページ後段ですが「調査方法」の変更です。

今回、調査環境を踏まえて調査票の円滑な回収を可能にするために、所得票について調査員の聞き取り方式である他計方式から、調査対象自らが調査票に記入する自計方式に変更する計画であります。

これについては、記入方法の説明や調査事項のレイアウト等の工夫で報告者負担の抑制が図られており、また、試験調査の結果でも特段の支障が認められていないため、適当と判断いたしました。

なお、国民生活基礎調査においては、世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票という5種類の調査票があるわけですが、今回の所得票の自計化によって、すべての調査票が自計方式となったということをお伝えしておきます。

それから「(3)集計・公表」でございます。3ページの下でございます。

まず、「ア集計事項」として、今回、一般利用者や行政施策上の需要を踏まえて、集計事項の追加及び削除する計画が示されました。

これについてはおおむね適当と判断いたしましたが、厚生労働省の計画のほかに、計画の中では平均値ということになっていましたが、所得金額の分布と就業形態や教育等とクロスする集計事項を追加する必要がある旨記載しております。

イでございます。「心の状態に関する調査事項の集計方法」についてです。

健康票の中には、心の状態に関する調査事項が6事項あります。これはハーバード大学のKessler教授らが開発された6つの調査事項ということから、一般的に「K6」と呼ばれているものでございます。

国民生活基礎調査には、前回の大規模調査である平成19年調査から導入されていますが、本調査計画を審議した当時の統計審議会からはK6の集計について点数化した結果表の作成を検討するよう指摘を受けていました。

これについては、厚生労働省から、今回調査では点数化を見送る計画が示されてきました。しかしながら、K6の点数化は自殺対策等の基礎資料として有用であると考えられるため、平成22年調査から点数化した結果表を作成する必要があるとしております。

4ページの後段でございますが、今回の調査計画における「理由等」の最後は、この「母集団推定の方法」であります。本調査で用いる母集団推定の方法については、平成19年の調査に関わる当時の統計審議会の答申で、より適切な推定を行う観点から研究を行うよう指摘がなされてきました。

本調査の結果から推定された母集団値に関しては、国勢調査の結果と比較した場合に、

単身世帯数が国勢調査の結果を下回るといった事例が見られます。これらは調査票回収率の偏りによる非標本誤差だと考えられ、厚生労働省において母集団推定の方法の工夫で、非標本誤差を縮小できないか、いろいろ検討が行われました。しかしながら芳しい結果が得られなかったため、今回は現行の母集団推定の方法を継続する計画であります。これについては、直ちに採用できる母集団推定の改善策が見当たらない状態ではやむを得ないと判断いたしました。

なお、非標本誤差の縮小には、まず、調査票回収率の向上に努めるべきと考えられることから、厚生労働省は、平成 22 年の本調査では所得票の自計化のほかに、集合住宅の管理人等に対する自治体職員による協力依頼の実施などの措置をとることとしております。それによって報告者の協力を確保するというございますので、適当と認められます。

答申案の最後、「今後の課題」ということではありますが、これは 5 ページですが、今回の調査計画で対応する事項ではありませんけれども、将来的な課題として「今後の課題」を記載しております。

先ほど御説明いたしましたように、当面、現行の母集団推定の方法を維持することはやむを得ないと考えますが、非標本誤差の縮小は大きな課題であります。そこで本調査の結果精度向上のために、平成 22 年の本調査実施後、ちょうど同年実施となる平成 22 年国勢調査の結果との間にどのような差異が生じたかも含めて、調査票回収率の向上策の効果を検証することや、近年、研究が進んでいる非標本誤差の補正理論の利用可能性を検討することを課題としています。

また、今回、採用する調査票回収率の向上策や非標本誤差の補正理論の利用がうまくいかない場合は、次回、平成 25 年に大規模調査を実施する際には、調査方法等について見直しを検討することが必要としております。

以上が国民生活基礎調査に関する答申案の報告です。

樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

今の最後に部会長から御説明のありました、非標本誤差の縮小に向けてということで、平成 25 年までにこういうことと書いてありますが、具体的に現在、何か担当部局で御検討いただいているのでしょうか。

厚生労働省国民生活基礎調査室長 平成 22 年度内に研究会のようなものを開催いたしまして、結論を得たいと考えております。その研究会には、人口・社会統計部会で専門委員をなさった岩崎先生をお迎えして、きちんとした研究をやって結論を出そうと考えております。

樋口委員長 是非よろしく申し上げます。

それともう一点、ほかの統計につきましては、結果の公表期日というのが明記されているのですが、これについてはどうなりますでしょうか。

厚生労働省国民生活基礎調査室長 結果の公表につきましては、基本的に概況は調査実

査後1年以内ということを目指してやっております。ただ、概況、いわゆる記者発表でございますが、それは1年以内に行う。それから、報告書につきましては、記者発表を行った年度内ぐらいには済ませる。更に、誰の目にも触れられるように総務省のデータベースに掲載することも速やかに行うということをご予定しております。

樋口委員長 分かりました。

ほかのものは全部明記、記述されていますので、できれば次回からでも、いつ発表するのかというようなことも併せて御検討いただければと思います。

厚生労働省国民生活基礎調査室長 かしこまりました。

樋口委員長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、答申案についてお諮りいたします。「国民生活基礎調査の変更について」の本委員会の答申は、資料5の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

樋口委員長 それでは、資料5によって総務大臣に対して答申したいと思っております。

阿藤部会長を始め、人口・社会統計部会に所属される委員の皆様におきましては、大変な御努力どうもありがとうございました。

それでは、最後の議題に移ります。諮問第24号「指数の基準時に関する統計基準」の設定につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

総務省佐藤統計審査官 総務省政策統括官室の佐藤と申します。よろしく申し上げます。お手元の資料の6に沿いまして説明させていただきます。

今回の諮問は、「指数の基準時に関する統計基準」の設定ということでございます。統計基準と申しますのは、新しい統計法の第2条に規定されている概念でございます。公的統計の作成に関し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準ということでございまして、これまで日本標準産業分類、疾病死因の分類、職業分類というものを昨年設定しております。

今回、新たな内容としまして、指数の基準時に関する統計基準がございます。指数につきましては、少々話がくどくなるかもしれませんが、具体的な例を申しますと、消費者物価指数だとか、鉱工業生産指数だとか、そういうものでございます。

具体的に次のページ、資料6の1枚めくっていただきまして、諮問の概要というところがございます。最初に「指数とは何か」というのを簡単に説明させていただきますと、指数と申しますのは、先ほど申し上げた具体的な内容に消費者物価指数、鉱工業生産指数などがございますが、異なった時点間における価格、生産量を比較するために、基準となる時点に対して、通常は基準時を100とした場合、他の時点でどのような値になるかというのを相対的に示したものでございます。

具体的な指数の作成方法は、財とかサービスの価格だとか、生産量等を加重平均、ウェイトと申しておりますけれども、例えば消費者物価指数であれば消費量、鉱工業生産であ

れば生産量といったウェイトをもとに加重平均した形をとって、全体の動きを相対的に表しているということでございます。

今回、「指数の基準時に関する統計基準」を設ける目的といたしましては、指数というのは相対的に表すものでございますが、基準時とかウェイトをある一定の間隔で見直していかなければ、消費構造とか産業構造の変化に追いつかないといったようなことがございますので、正確性を確保するという観点から定期的に更新することが求められるため、統計基準として設定すべきと考えているところでございます。それから、指数の基準時等を統一しなければ、相互利用との間でも支障が生じると考えているところでございます。

実は、2のセクションにございますが、これまでも昭和56年、30年前に統計審議会の答申としまして、「指数の基準時及びウェイト時の更新について」という答申がございました。それをもとに政府の中で運用されてきたものでございますが、その内容を踏襲するような形で基準時を更新していくということをきちんと公的統計として定めることが重要だと考えるわけでございます。そのような観点から、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の中でも、指数の基準時及びウェイト時についてはきちんと統計基準で定めていただきたい旨、うたわれているところでございます。

今回の「指数の基準時に関する統計基準」の具体的な中身は昭和56年、30年前の旧統計法下の統計審議会での答申の考え方を踏まえつつやっておりますが、お手元の資料の2枚めくっていただきまして、別添2ということでA4横長の紙の新旧対照表を見ながらポイントを説明させていただきたいと思っております。

真ん中に昭和56年の統計審議会、約30年前の内容がございまして、一番左側に今回の統計基準として定めたいと思っております案を示しているところでございます。

まず、指数の基準時でございますが、例えば、これまでは2000年を100とか、2005年を100というように基準時を定めておったわけでございますが、その考え方は踏襲いたしまして、新しい案では西暦年数の末尾が0又は5年である年とするということでございます。「原則として」という言葉が旧答申の中に入っておりますが、あいまいな表現は避けまして、言い切り型の文言にしているところでございます。

それから、先ほど加重平均するためのウェイトと申し上げましたが、それに関する中身の更新ということで、新しい案では「2ウェイトを固定する指数」の(1)ということで、これは例えば消費構造とか産業の生産構造のウェイトを固定するというのは同一と仮定するというに相当するわけでございますが、これについては、ウェイトについては、基準年と同じ年とすると考えております。

連鎖指数等のウェイトを固定しない指数、毎年ウェイトを更新する指数がございしますが、そういうものはこの範囲外でございますけれども、固定するものについては、こういうことを定めたいと考えておるところでございます。

旧答申では、基準年と同年又はその近傍の年と書いてございますが、実際の指数作成の実態、指数理論的な正確性の確保等を考えまして、基準時とウェイトの年は同一とする

と定めたいと考えているところでございます。

2の(2)は例外規定としまして、やむを得ず基準時の更新に必要なウェイト、例えば2010年基準の指数を作ろうとして、2010年のウェイトができないというような事態ですね。例えば調査が実施されず延期されたとか、代替的なデータを探してもないとか、そういう場合には、基準時と基準年を同時に後ろ倒しするような形で定めてもよいと。その次のサイクルでまた元の西暦年数の末尾が0又は5年に戻してくださいと。例えば、2010年にできず、2011年基準という指数を仮に作ったとすれば、次の2015年までのときに0又は5年という原則に復帰するようにしてくださいというような例外規定でございます。

新しい基準の3については、利便性の確保ということで、例えば5年ごとに指数を基準時とウェイトを変えて指数を変えていくわけですが、例えば、過去にさかのぼって何十年と前の水準はどうなっていたのかと、そういうときには水準調整をしたリンク処理を従来からやっていたわけでございますけれども、その考え方を踏襲しまして、3として文言を適正化しまして書き直しているところでございます。

それから、今回の基準案の4のところでございますが、基準時につきまして、統計法の定め、例えば基幹統計であれば、9条とか11条とか26条が関連してくるところで手続がいろいろ関連して書いてございますので、それに従って手続が行われる場合がございますので、それについて言及しました。旧答申の3、4というのは、従前の、30年前の法施行型の統計審議会の性格を反映した書き方になっておりますので、そのあたりは整理して新統計法下での定め適切に対応できるように書き直したということでございます。

私の方からの説明は以上でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。

本件は統計基準部会に付議し、詳細については同部会で審議いただくということにしたいと思いますが、ここで特段の御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきまして、統計基準部会で御審議いただき、その結果について、本委員会で御報告いただくということにしたいと思います。山本部会長、よろしく願いいたします。

以上で諮問・答申関係の議題は終了いたします。

それでは、その他の項目に移ります。

先月の統計委員会で説明がございました「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する各府省の取組状況について、引き続き質疑を行わせていただきたいと思います。

まずは、先月の統計委員会で委員の皆様からいただきました御意見、御質問に対しまして、総務省政策統括官室の方で作成していただきました席上配布の資料がございますので、これに沿って最初に総務省の會田管理官から御説明をいただき、必要に応じて各府省のオブザーバーの皆様から補足説明をいただきたいと思いますと考えております。

それでは會田管理官、お願いいたします。

総務省政策統括官付統計企画管理官 それでは、席上配布資料の「第 29 回統計委員会における意見等について」という A 4 横の紙について、説明させていただきたいと思えます。

先月の委員会で、基本計画に書かれている事項のうち、21 年度に何らかのアクションとか検討を行う事項につきまして、その取組状況を説明させていただきました。そのとき質問がございましたそれぞれの質問は、今回の資料では 1 つの行に整理しております。それぞれの質問は、基本計画の 1 つの事項に大体対応しておりましたので、このように整理させていただいております。

表の見方でございますが、左から「基本計画に、どのように記載されているか」ということ、それから「前回の委員会でどのように説明させていただいたか」、「どのような質問等があったか」、そして「その質問に対して、今回どのような説明があるか」という形で表頭の方を見ていただければと思います。

順番に説明いたします。

1 ページで、統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備ということで、一定の検討を行う基幹統計につきまして、民間給与実態統計、国家公務員等給与実態統計、地方公務員給与等実態統計の関係につきまして説明させていただきました。

これについては、現在、関係府省で整理案というものを調整中であると説明させていただきまして、その説明に対しまして、民間給与実態統計調査の個票データについて、もしくはそれに準じるデータについて利用が可能か教えてほしいという質問がございました。

これにつきましては、民間給与実態統計は昭和 25 年から行われている調査で、給与階級別の給与所得者数などの結果表も出されている調査でございます。この調査につきましては現在のところ、オーダーメイド集計とか匿名データの作成提供計画というものは作成されておりませんが、統計法第 33 条に基づく、従来の目的外利用でございますが、この要件に該当する場合には二次的利用が可能となっております。これにつきましては、国税庁の方が担当しておりますので、そちらの方に個別にお問い合わせいただきたいと思います。

それから、次に、下の 2 行目でございますが、国民経済計算の整備と一次統計等の連携強化ということで、四半期推計に関する課題でございます。基本計画に記載されている内容は、いわゆる「リビジョンスタディ」を早急に実施するという、一次統計の方の標本替え等に伴う計数の振れについて、その処理について検討するということでございます。前回の委員会では「リビジョンスタディ」につきまして、調査研究を外部に委託していること。それから、一次統計の誤差の処理についても現在分析中であると説明させていただきました。もう少し詳しい話を聞きたいという御質問がございました。

まだ検討中ということで、なかなか難しい状況ですが、「リビジョンスタディ」につきましては、とりあえず需要項目側の改定状況について現在分析結果を取りまとめているということ。それから、一次統計の誤差の処理につきましては、リビジョンスタディによ

って改定の大きい項目について、基礎統計の方の分析、どうしてそのような振れが起こるのかといったものに関して分析をしているという状況でございます。

1ページめくっていただきまして、2ページ上の行、少子高齢化等の進展やワークライフバランスに対応した統計の整備でございます。

これにつきましては、基本計画では21世紀出生児縦断調査、21世紀成年者縦断調査について標本を追加すると記載されています。

今回は、これらの2つのパネル調査につきまして、平成22年3月までに取りまとめる予定の研究会でいろいろ検討を行っているという報告させていただきました。

これにつきましては、縦断調査については、追跡率は高いけれども設計に難がある。また、利用しにくいということ。それから、この調査のデータ項目の一部、特に所得が非公開になっていると聞くと、利用促進の観点からも検討をお願いしたいというような御質問がありました。

利用しにくいという点につきましては、統計の有用性の観点から利用されることが第一でございますので、重要な課題と認識しており、検討させていただくということでございます。

それから、縦断調査の利用につきましては、現在では二次的利用で対応していると聞いております。また、総務省としても来年6月にまとめます法施行状況報告等を踏まえて適切な推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、二次的利用に当たっては非公開となっている項目はないが、所得などの項目でデータに欠測が生じているところがあると聞いてございます。

2ページの2行目をご覧くださいまして、環境に関する統計の段階的な整備ということで、基本計画には、気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動等について国民への普及啓発を行うと記述されてございます。

これにつきまして、今回は、環境省は、気象庁及び文科省と連携して、そういった影響評価に関する報告書を公表したとか、あと、国民への普及啓発を行っているということの説明させていただきました。

これにつきましては、自然科学系の研究者の方が関わる環境の計測の結果得られた自然科学での観測データというものを、統計作成へ活用することも検討してほしいという御意見が出ました。これについては、中長期的な検討課題として環境省及び環境に関連する府省の方で今後の統計作成に参考にさせていただきたいということでございます。

この点に関しましては、環境省の方から補足説明があるということでございます。

環境省総合環境政策局環境計画課長補佐 では、補足の説明をさせていただきます。

今、総務省の方から御説明があったものと基本的なスタンスは全く同じでございますけれども、研究上得られたデータと公的統計を整備する上でのニーズが合致する際には、活用についての検討を行うことになるであろうと考えております。

簡単ではございますが、以上です。

総務省政策統括官付統計企画管理官 それでは、資料の3ページの方に移っていただきまして、一番最初の行でございますが、行政記録情報等の調査の原則化ということで、基本計画の中では、調査計画を策定する場合に、行政記録情報等が十分活用できるか、そういった点について検討しているかということ、十分事前に調査検討するということが記載されてございます。

前回の委員会で説明しましたときには、一般統計調査につきましては総務大臣が審査するとき、基幹統計調査につきましては統計委員会における審議の際、行政記録情報を活用しているかどうかというのを十分審査していると説明いたしました。

この説明に対しましては、基幹統計調査である患者調査においてレセプトデータの使用、医療施設調査において医療施設を設置するときに併せて出されます届出情報といったもの、2点の行政記録情報の活用の状況を教えてほしいという質問がありました。

これにつきましては、「医療機能情報提供制度」というものを都道府県単位に行っていること、また、レセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、その活用につきまして、平成23年の患者調査及び医療施設調査の企画時期までに結論を得るということとしております。現在、厚生労働省の中で関係部局と調整検討を行っているということでございます。

それから、3ページの2行目、統計リソースの確保というところでございます。

基本計画の中では、基本計画の実施に必要な統計リソースを確保するよう措置するというので、前回の委員会では、国民経済計算に関連し、平成22年度の定員に関して増員要求を行っているという説明させていただきました。

これについては、集計ミス等への対応として具体的にどのような拡充があるのかという御質問がございました。

平成22年度の定員は、まだ政府案が提示された段階でございますが、内閣府の中では、国民経済計算の関係で2名程度の定員増ということが今のところ得られているということでございます。

続きまして、3ページの一番下の行でございますが、府省横断的な統計ニーズへの対応については、基本計画の中では、効率的な統計整備を図る観点から、府省横断的な基幹統計調査の実施等が記載されてございます。

これにつきましては、前回の委員会では直接は説明していなかった事項でございますが、この府省横断的な統計ニーズへの対応というものが具体的にどのように進められているのかということの説明してほしいという意見がございました。

この項目は、すぐに何か具体的な調査の念頭があつてということではなくて、基本的な方針とか対応方策を示したものであるということをお理解いただきたいということでございます。現段階では、基幹統計調査などで実施に関して総務省の機能及びそういったものを使うということは、特にはございません。

ただ、統計調査の実施ではございませんけれども、例えば二次的利用の場合に、オーダーメイド集計であるとか、匿名データの提供については、総務省統計局が各府省からの

そういった委託を受けて、その受け皿となって、統計センターと連携を図っているという
ような事例がございます。

4 ページの 2 つ目の行になりますけれども、統計の評価を通じた見直し・効率化とい
うことでございます。

これにつきましては、基本計画の中では、I M F のデータ品質評価フレームなどを参
考にして、「統計の品質表示のための共通様式」を定めるといこと、これなどに関して
ガイドラインを策定するとなっております。

先月の委員会では、平成 21 年度内に 5 回のワーキンググループを行政内部で開催して
ガイドラインを取りまとめることを行う予定にしていると説明させていただきました。

これにつきましては、前回の委員会では、統計の品質評価の結果をホームページで公
表してほしい。評価は一次統計だけでなく、加工統計についても検討してほしいとい
うこと。プロダクトの表示だけではなくてプロセスの透明性や評価、そういったものも国際動
向も含めて検討してほしい。政策全般への利用可能性とか、設計の質についても評価を実
施してほしいという意見が出されております。

統計の品質評価については、その重要性について、私どもも十分に認識しているところ
でございますので、今後の検討に当たりましては、御指摘の方向性とか視点を含めて進
めていきたいと思っておりますが、早期に結論を得ることも難しい部分もあるとい
ことで、試行的な実施を図りつつ段階的に整備ということを考えてございます。例えば、品質
の表示の充実という部分についてまず先に行って、それから、いわゆるプロセス評価とか
第三者評価とか、そういうものに関して次の段階で充実していく。そういったやり方も考
えられると思っております。また、検討におきましては、前回の委員会で出された意見と
か有識者の方の御意見、御知見も活用して研究を進めていきたいと考えてござい
ます。

資料の 4 ページの 3 行目でございますが、情報通信技術の利活用と学会等との連携強
化でございますが、基本計画の中では、加工統計の処理のための共同研究体を形成して、
高度な情報通信技術の利活用を行うことによって様々な加工統計作成等を行っていくと記
載されてございます。

前回の委員会では、国民経済計算等の加工統計の中でこういった研究開発について対
応を検討していると説明させていただきました。

御意見としては、この状況をもっと詳しく説明してほしいということござい
ましたが、余り進んでいないということもございまして、加工統計の処理のための I C T の活用
については、今後、内閣府の方で協力者も交えて検討会等を開催していく予定であるとい
うことでございます。

資料の 5 ページの最初の行でございますが、こちらは、特に学会等の連携強化という
件に関してでございます。

基本計画の中では、公的統計の整備・提供に当たって有用と考えられる研究課題を、
関係学会等を通じて周知するなどして、学会等の有識者による研究の促進を促すと記載さ

れてございます。

前回委員会では、統計利用者との意見交換の場とか統計関係学会への協力要請を通じて今後連携を図りつつ、研究を推進する方向でいると説明させていただきました。

質問としては、具体的にはどのような内容かということでございますが、今後、委員の方々からの御意見も伺いながら、関係する学会等との連携を図っていきたいということで、具体的には、本日の委員会終了後に開催されます委員懇談会の場において事務局の方から説明いたしまして、意見交換させていただきたいと考えてございます。

資料の最後、6ページでございますが、これは基本計画の進捗管理・評価等ということで、特に説明しておりませんが、法施行状況報告の調査審議というものをどのようにやっていくのかという御質問がございました。

法施行状況報告の審議というのは、6月下旬に総務大臣の方から行われるという予定でございますが、短期間で正式審議・意見表明などを行うことが必要となってまいります。

今回、初めて行うということもありますので、11月、12月、そして今回と、効率的な審議を行うための事前準備として説明させていただいてございます。

この審議の進め方、今後のスケジュールにつきましては、本日の委員会終了後に行われる委員懇談会の場で事務局の方から説明して、いろいろ御相談させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

樋口委員長 説明どうもありがとうございました。

ただいま説明ありましたように、前回委員会で皆様から出されました御意見、御質問に対しまして、各省庁及び総務省の方で取りまとめていただいたものでございます。

ただいまの説明につきまして、更に御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。安部委員。

安部委員 詳細な説明、どうもありがとうございました。

1点、具体的なことでこういうことはどうやって進めていくべきなのかということ、問題提起させていただきたいと思っております。

4ページ目の統計の評価を通じた見直し・効率化というところで、「統計の品質評価の重要性については、十分に認識」と書いてございます。以下のような問題が現実としては存在するということを申し上げたいのですけれども、例えば統計の回収率が地域別に違うというようなことがあったとします。そして、その回収率の差は決して常識的に考えて小さい差ではないと。ところが、地域別に違うという情報を利用者が現時点で利用できるようになっているかということ、そうでもないようだという現実がある。利用者としてみれば、回収率が地域別に違うだろうということが分かったか分からないような状況で地域別の集計結果を見なくてはいけないという状況になってしまう。実際問題として回収率が地域別に違っていれば、それは分かった上で統計を利用するというのが、サイエンティフィックに考えれば一番正当なやり方であるに違いないわけです。

ところがここで本当に難しいジレンマがありまして、この場には統計を収集していらっしゃる立場の方々もたくさんいらっしゃると思うのですが、地域別に回収率が違っていてそれを公表するということになると、統計をとっている側としてはそれが統計を収集する活動に与える影響をどう解釈するかという非常に難しい問題があります。研究者の立場からは、あるいは利用者の立場としては、回収率などに関して真実に近いものを知った上で、その利用をしたい。そうしないことには統計の品質というものに関して信頼がないということになってきかねない。その一方で、統計をとる側としてはそれを公表することには非常に難しい問題があるという側面があって、この問題にどう着地点を見付けるかということは、知恵を出して真剣な議論をするということが必要なのではないかと考えております。

ですから、このように品質の重要性については十分に認識ということは大変ありがたいのですが、それでは、実際にそれを利用する側にも納得してもらえるように、一方で、統計をとる側も、ある程度納得といいますか、満足できるようにといいますか、その着地点を見付けるという、これは大変な作業だと思いますけれども、そういうところを真剣に議論していったら、実質的な結果が出るというところを目指していただくとありがたいと思います。

以上です。

樋口委員長 ありがとうございます。

まさにデータのメーカーとユーザーの間に立っているのが我々でございますので、その点については、どういう形でやっていったらいいのかということも議論していきたいと思っております。今日は御参考意見ということでよろしいですか。

安部委員 はい。

総務省政策統括官 池川でございます。

非常に重要な御指摘があったのですが、まさに御質問の中で問題点を指摘され既に御自身がお答えになった部分がありまして、非常に大事な点だと思っております。

品質について、私どももいろんな形で考えておりますけれども、ここに書いてあります答えというのはここに掲げられたような問題点を十分に認識して、また、各省庁とも、いろいろな先生方とも御相談しながら、順番に整理していくといいますか、そういう形で答えを見出していただければいいなと考えているところでございます。

以上です。

樋口委員長 確かに地域の問題もありますし、いろいろな形で回答率に差がある場合に、それをどう公表していくのか。時にはそれが結果に、今日も非標本誤差の話が出ましたが、大きな影響を及ぼす可能性があるわけで、そこについても検討していきたいと思っております。

ほかにいかがでしょうか。佐々木委員。

佐々木委員 今日、このようにせざるを得なかった引き金は、私が統計の整備、統計の進捗状況について少し知りたいと言ったものですから、こういった詳しい資料が出てきた

のですけれども、聞いていた印象ですけれども、こういった話はもうこれでいいでしょう。要するに、これから実際に、去年までずっと検討してきたいろいろなテーマを、具体的に今年からやっていくわけですから、こういう形でまた次の委員会も細かいことを中間報告みたいにされるよりも、骨太のもの、骨太のテーマについて、スケジュールを決めていただいて、カチッと議論してはどうかなという印象を持ちました。

樋口委員長 どうぞ。

縣委員 確認させていただきますが、当該資料の4ページから5ページにかけてICTの利活用が載っていますが、今日、更に懇談会があるとおっしゃったわけですか。そうじゃなくて、後日、懇談をするということですか。

樋口委員長 事務局、どうでしょうか。

総務省政策統括官付統計企画管理官 先生の御指摘は4ページから5ページの関係で、学会との連携ということですか。

縣委員 今日、特に懇談をするということではないということですか。

総務省政策統括官付統計企画管理官 特に5ページにある学会との連携につきましては、統計委員会が主体となってやると基本計画に書かれている部分がございますので、それについては、この委員会の後に懇談会を予定しておりまして、その場で御議論いただきます。

縣委員 今日ですか。

総務省政策統括官付統計企画管理官 はい。

縣委員 分かりました。

樋口委員長 ほかによろしいですか。では、ただいまの説明についてはこれでよろしいでしょうか。総務省政策統括官室及びオブザーバーの皆様にご説明いただきましたので、どうもありがとうございました。

今回の質疑につきましては、総務大臣による法施行状況報告に関する当委員会における調査審議を、今後円滑に進めていくということで、事前準備の一環として実施させていただきました。佐々木委員のおっしゃるような、この後本番というようなことになっていくと思います。

総務大臣から正式な報告が本年6月頃となる見込みですので、委員会におきましては、調査審議の進め方等につきまして、今後、委員の皆様から御意見を聞きながら考えていきたいと思っております。何か皆様から御提案、御質問ございますでしょうか。

(委員から、特段の意見なし)

樋口委員長 それでは最後に次回の日程につきまして、事務局から連絡をお願いいたします。

統計委員会担当室長 次回の統計委員会につきましては、2月22日月曜日の13時半から、本日と同様に、この会議室において開催いたします。会合の詳細については、正式な開催通知をもってお知らせいたします。よろしく願いいたします。

樋口委員長 それでは、以上をもちまして、本日の会合は終了いたします。御多忙の中、
どうもありがとうございました。